更生債権等の特別調査期間

平成２２年（ミ）第１２号

東京都新宿区西新宿８丁目15番１号

更生会社　株式会社武富士

主文　更生債権等の特別調査期間を平成23年８月15日から同月17日までとする。

平成23年７月21日

東京地方裁判所民事第８部

更生計画案議決権行使方法等

平成２２年（ミ）第１２号

東京都新宿区西新宿８丁目15番１号

更生会社　株式会社武富士

１　議決権行使の方法　書面投票による行使

２　投票期間　平成23年７月22日から平成23年10月24日まで

３　決議の組分け　更生担保権者と更生債権者の二組に分けて行う。

４　議決権不統一行使の通知期限　平成23年８月31日

平成23年７月22日

東京地方裁判所民事第８部

監 督 命 令

平成２３年（再）第３号

新潟市中央区日の出２丁目２番33号

再生債務者　株式会社グッドライフクラブ

１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

２　監督委員　新潟市中央区西堀通４番町259番58　西堀青藍館703号　小泉一樹法律事務所　弁護士　小泉　一樹

平成23年７月22日　　新潟地方裁判所民事部

平成２３年（再）第４号

新潟市江南区木津工業団地６番１号

再生債務者　山崎運輸株式会社

１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

２　監督委員　新潟市中央区学校町通１番町12番地　市役所前ビル５階　新潟青山法律事務所　弁護士　若槻　良宏

平成23年７月22日　　新潟地方裁判所民事部

平成２３年（再）第２号

富山市笹津778番地

再生債務者　株式会社笹津組

１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

２　監督委員　富山市西田地方町１－６－８　島谷法律事務所　弁護士　島谷　武志

平成23年７月21日　　富山地方裁判所民事部

監督命令変更

平成２３年（再）第１号

岩手県西磐井郡平泉町平泉字大沢15番地

再生債務者　株式会社平泉ホテル武蔵坊

主文　平成23年６月30日に当裁判所がなした監督命令に、主文第９項として次の事項を追加する。「再生債務者が、平成23年６月29日までの原因に基づいて生じた債務（ただし、租税その他国税徴収法の例により生じた債務、備品のリース料、水道光熱費、通信にかかる債務及び金10万円以下の債務を除く。）を再生手続開始決定前に弁済または消滅させる行為をするには監督委員の同意を得なければならない。」

平成23年７月14日　盛岡地方裁判所一関支部

再生手続開始

平成２３年（再）第２号

鹿児島県指宿市湯の浜６丁目12番28号

再生債務者　有限会社産業衛生社

１　決定年月日時　平成23年７月22日午後３時

２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成23年８月19日まで

４　再生債権の一般調査期間　平成23年９月26日から平成23年９月30日まで

鹿児島地方裁判所民事第３部

平成２３年（再）第１号

沖縄県宮古島市城辺字保良940番地の１

再生債務者　株式会社吉野

１　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時

２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成23年８月25日まで

４　再生債権の一般調査期間　平成23年９月29日から平成23年10月13日まで

那覇地方裁判所民事第３部

再生債権の特別調査期間

平成２３年（再）第２号

神奈川県横須賀市池田町３丁目４番７号

再生債務者　黒田　秀男

特別調査期間　平成23年８月19日から平成23年８月26日まで

平成23年７月22日

横浜地方裁判所横須賀支部

再生手続による債権者集会招集

平成２２年（再）第２号

北海道白老郡白老町字竹浦121番地41

再生債務者　有限会社ホテル北洋閣

１　期日　平成23年９月27日午後１時30分

２　会議の目的　再生計画案の決議

平成23年７月20日　札幌地方裁判所室蘭支部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２３年（再）第１号

栃木県那須郡那珂川町三輪字ハヌキ沢1283番地

再生債務者　那須八溝物産株式会社

１　決議に付する計画案　平成23年７月14日付け再生債務者提出の再生計画案

２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの

３　債権者集会

⑴　期日　平成23年９月27日午後３時30分

⑵　会議の目的　再生計画案の決議

４　書面投票期間　平成23年９月16日まで

平成23年７月22日

宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２３年（再）第３号

栃木県宇都宮市簗瀬町813番地６

再生債務者　有限会社ろくはら

１　決議に付する計画案　平成23年７月14日付け再生債務者提出の再生計画案

２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの

３　債権者集会

⑴　期日　平成23年９月27日午後３時

⑵　会議の目的　再生計画案の決議

４　書面投票期間　平成23年９月16日まで

平成23年７月22日

宇都宮地方裁判所第１民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２３年（再イ）第３３号

福島県郡山市富久山町八山田字節上原２番地の325

再生債務者　吉成　　健

１　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成23年８月11日まで

４　一般異議申述期間　平成23年８月24日から平成23年８月31日まで

福島地方裁判所郡山支部再生係

平成２３年（再イ）第８０号

埼玉県幸手市北１丁目26番11号

再生債務者　知久　克哉

１　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成23年８月11日まで

４　一般異議申述期間　平成23年８月25日から平成23年９月１日まで

さいたま地方裁判所第３民事部

平成２３年（再イ）第１１２号

さいたま市南区南浦和１丁目６番５号

再生債務者　赤木　文雄

１　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成23年８月11日まで

４　一般異議申述期間　平成23年８月25日から平成23年９月１日まで

さいたま地方裁判所第３民事部

平成２３年（再イ）第８４号

埼玉県鶴ヶ島市脚折町３丁目30番11―102号　カーサビアンカ

再生債務者　倉指　俊郎

１　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成23年８月11日まで

４　一般異議申述期間　平成23年８月25日から平成23年９月１日まで

さいたま地方裁判所川越支部